

# アメリカ合衆国における伝統産業産地振興拠点「Kyoto Concept Store」 の開設・販売促進業務委託仕様書

## 1 委託業務名

アメリカ合衆国における伝統産業産地振興拠点「Kyoto Concept Store」の開設・販売促進業務委託仕様書

## 2 業務の目的

公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が販路開拓拠点として設ける新規形態の店舗「Kyoto Concept Store」において、「Made in Kyoto」の世界ブランド化による輸出拡大を図るため、付加価値の高い京都産品の商流が生まれる仕組みを創出し、京都産品の販路拡大や北米での情報発信を担うことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日の翌日～令和6年2月22日

## 4 委託業務の内容

- (1) アメリカ、ボストンの店舗における内装及び販売促進の企画立案、調整  
京都産品のイメージに適した内装デザインとする
- (2) 内装デザインのパース製作及び提案資料の作成
- (3) 内装の施工  
壁紙の張替え、什器の製作、設営など
- (4) 内装用資材や展示用サンプル商品の商材選定  
店舗の内装に発注も可能な京都産品を利用し、展示品とともに販売促進を期待できる内装とする
- (5) オーダーシステムの構築  
高額製品など展示品の販売が難しい製品用に、店頭にて簡易にオーダーサイトへリンクでき顧客自身でオーダー可能なシステムとする
- (6) 店舗オープニング時（概ね1ヵ月）のプロモーション  
SNSでの発信、雑誌掲載、POP作成など
- (7) 京都産品の付加価値をPRするためのワークショップの開催  
プロモーション期間において3回程度
- (8) 北米市場における継続的な取引のための営業活動

## 5 委託に伴う事業者等の要件について

- (1) ボストンに自社拠点または日常的に連絡体制が構築されている拠点があること
- (2) 店舗については20㎡以上にて運営すること
- (3) 内装については、京都の伝統産業の技術や素材を使用すること

- (4) 令和6年2月22日までに開設すること
- (5) 海外販路開拓において、BtoC、BtoB 共に実績を有すること
- (6) 伝統製品の販売、ワークショップの実績を有すること
- (7) 京都府内に京都製品の選定、買付等において連携できる商社を有していること

## 6 業務実施に関する注意事項

### (1) 関係法令等の遵守

アメリカ合衆国及び日本国の関係法令を遵守して業務を実施すること。

### (2) 事故等の未然防止と発生時の対応

受託者は、事故やトラブル等の未然防止に努めるものとする。万が一不測の事故等が発生した場合や顧客からの苦情があった場合等は、責任をもって処理するとともに、委託者に対してその内容を迅速に報告すること。

## 7 成果物の提出

成果や売上結果等を記載した業務完了報告書を委託者まで提出すること

## 8 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法について委託者の指示に従うとともに、進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に委託者と連絡を取ること。
- (2) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。